

デマンド型交通（米飯線）運行事業仕様書

1 事業名

デマンド型交通^{注1}（米飯線）運行事業

2 目的

旭川市生活交通確保維持改善計画に基づき、東旭川駅周辺と東旭川町の交通不便地域（令和8年5月13日付け、北交企第20号により北海道運輸局長から指定を受けた東旭川町東桜岡地区、豊田地区、米原地区及び瑞穂地区（以下「米飯地区」という。）の移動手段を確保するためデマンド型交通を運行する。

3 運行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

4 運行概要

(1) 運行形態

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく区域運行とする。

(2) 運行方法

利用者からの予約により、米飯地区と東旭川駅周辺を結ぶ乗合運送を行う運行とする。

(3) 運行区域

東旭川駅周辺と米飯地区を運行区域とする。

(4) 乗降点

米飯地区においては、運行事業者と予約者間で調整の上任意の乗降点を設定し、東旭川駅周辺においては、あらかじめ交通結節点、各施設周辺に乗降点の設定を行うものとし、細部についてはプロポーザル審査における提案内容を参考に別に定める。

(5) 運行便数及び時間

平日往路4便、復路6便以上、休日往路3便、復路4便以上を設定することとし、細部についてはプロポーザル審査における提案内容を参考に別に定める。

※1 往路とは、米飯地区から東旭川駅周辺へ向かう運行をいい、復路とは、東旭川駅周辺から米飯地区へ向かう運行をいう。

※2 休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、休日以外の日を平日という。

(6) 運行日

毎日運行とする。ただし、予約のない便は運行しない。

(7) 運賃手続

現行のデマンド型交通米飯線の運賃額（300円～500円）を基準として、市内路線バスの運賃上昇率を踏まえ、道路運送法上の協議運賃の規定に基づき決定する。協議が整った後の運賃表の作成や、運輸局への申請手続等は事業者が行うこと。



(8) 予約受付体制

平日の7時30分から16時30分までの間において予約受付体制を整備し、予約者の乗車日の前日（休日を除く。）まで受付を行うこと。また、高齢者への配慮を踏まえた予約体制を整えること。

(9) 運行車両

デマンド型交通の運行が可能な車両とし、乗車定員以上の予約が入った場合は、1便につき少なくとも16名までの輸送を行えるよう、増発又は車両の変更等の対策を講じること。

(10) 運行車両表示

車両の両側面に「区域乗合」と表示したマグネットシート等を貼付すること。

(11) 予備車両

通常運行する車両以外に予備車両を確保すること。

(12) 運行管理体制

ア 運行事業者は、本業務に対する管理責任者を選定すること。

イ 運行事業者は、予約受付オペレーターを1名以上配置すること。この場合、他業務との兼務を可とする。

ウ 管理責任者は、本運行に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡並びに情報伝達が円滑に行えるようにすること。

エ 運転者は、法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務を行うこと。

(13) 損害賠償

使用する車両について次に示す補償を下限とし、任意保険又は共済に加入することとし、加入手続及び保険料の支払は運行事業者が行う。

対人賠償：無制限 対物賠償：無制限

5 運行補助

(1) 運行補助

運行事業者は、旭川市地域公共交通会議（以下「本会議」という。）が策定する旭川市生活交通確保維持改善計画上の運行事業者及び本会議が認めた旭川市生活交通路線

の運行事業者に位置付けられるため、運行に当たっては、下記ア及びイの補助制度を活用することができる。

ア 【国庫補助】 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

補助金の詳細は北海道運輸局旭川運輸支局に問い合わせること。

イ 【旭川市補助】 旭川市生活交通路線維持対策費補助金

実サービス提供時間に、補助対象年度の「地域時間当たり標準経常費用」と「補助対象事業者の時間当たり経常費用」のいずれか小さい額を乗じた額から経常収益を差し引いた額を補助対象経費とし、当該補助対象経費からアの補助制度による国補助金額を差し引いた額を補助する。

※上記補助制度は、本プロポーザル公告時点のもので、今後、制度変更に伴う改廃の可能性があること、補助金は、国及び旭川市の予算に基づき支出されるものであるため、予算措置の状況によって増減の可能性のあることを理解すること。

(2) 運行までの準備に係る費用

運行までの準備に係る費用は、運行事業者が負担する。ただし、国又は北海道の補助金を活用することは妨げない。

6 その他

(1) 運行事業者は、本会議の指示に従い年1回以上運行状況を報告すること。

(2) 本会議での協議等により、運行開始後に運行サービス水準（運行経路、運行ダイヤ、運行日、運行車両など）を変更する必要があることを承知すること。

(注1) デマンド型交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態。